

事務連絡
平成31年 4月 5日

(公社)岡山県医師会長
(一社)岡山県歯科医師会長
(一社)岡山県病院協会会長

様

岡山県保健福祉部医療推進課長
(公印省略)

外部監査の対象となる医療法人における内部統制の構築について

このことについて、平成31年3月29日付けで厚生労働省医療経営支援課から、別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、当該内容について御了知の上、貴会会員へ御周知ください。

なお、次の点に留意をお願いします。

イ 一定の規模以上の医療法人とは、医療法施行規則第33条の2各号に該当する者であること。

ロ 平成29年4月2日以降に開始する会計年度から適用となるが、適用となるか否かの判断は前会計年度の額で判断されること。例えば、平成29年5月1日から平成30年4月30日の会計年度が外部監査の対象となるか否かは、平成28年5月1日から平成29年4月30日の会計年度の額で判断されること。

ハ 不明な点については、厚生労働省医療経営支援課へ確認のこと。

また、本通知につきましては、下記ホームページ上に掲載しておりますことを申し添えます。

記

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

(参考)

医療法施行規則抜粋

(法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者)

第三十三条の二 法第五十一条第二項の厚生労働省令で定める基準に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 最終会計年度（事業報告書等につき法第五十一条第六項の承認を受けた直近の会計年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が七十億円以上である医療法人
- 二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以上又は最終会計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が十億円以上である社会医療法人
- 三 社会医療法人債発行法人である社会医療法人